

くらし

限度額適用認定証の更新について

現在、お持ちの「限度額適用認定証」の有効期限は、平成29年7月31日までです。8月以降も引き続き認定証が必要な人は、8月中に更新手続きをお願いします。

対 70歳未満または、70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯で次の要件に当てはまる人

- ・国民健康保険税に滞納がないこと
- ・世帯に平成29年度（平成28年分）の所得未申告の人がいないこと

申・対象者の保険証 ・印鑑（世帯主）

- ・現在お持ちの認定証
- ・来庁者の身分証明（免許証など）

・世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの

問 市民課 国保年金係 ☎24・5342

後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療の保険料率は、福島県内の後期高齢者の2年間の医療給付費（総医療費から窓口負担額を除いた額）を推計し、2年ごとに見直しを行っています。来年度の保険料率は決まり次第お知らせします。

平成29年度の保険料額及び納付方法については、8月中に市民課国保年金係から通知します。所得の低い人や被用者保険の被扶養者であった人に対する「保険料の軽減」は、平成29年度も継続されます。

平成29年度の保険料は平成28年度と変更ありません。

問 市民課 国保年金係 ☎24・5342

来年度後期高齢者医療仮徴収額について

平成29年度の後期高齢者医療保険料が年金から天引き（特別徴収）される人のうち、平成30年2月（第6期）の徴収額がある場合は、その金額が平成30年度の4月、6月、8月の仮徴収金額となります。

8月中に送付の平成29年度保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書中の「保険料の仮徴収」にて通知させていただきます。

平成29年度中に、市で後期高齢者医療制度に加入した人のうち、新たに特別徴収に切り替えが可能となった人（来年4月（6月開始の場合は来年6月）にその旨を別途通知します。この場合、仮徴収額は、平成29年度保険料額（平成29年度に12カ月加入した場合の保険料額）の6分の1の金額となります。なお、仮徴収額と来年度の年間保険料との調整については、来年8月にお知らせします。

対 次の条件に該当する人は、仮徴収なし

- ①平成30年2月に特別徴収された保険料が0円の場合
- ②平成30年2月までに特別徴収から口座振替へ納付方法の変更手続きをされた人
- ③介護保険料が差し引かれている年金の年間受給額が18万円未満の人
- ④介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が差し引かれている年金の2分の1を超える人
- ⑤介護保険料が年金から天引きされなくなった人

問 市民課 国保年金係 ☎24・5342

個人事業税のお知らせ

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法律で定められている事業を行う個人に納めていただく県の税金です。

課税対象となる人には、県北地方振興局県税部から8月10日頃に納税通知書をお送りし、納期限は第1期分が8月31日まで、第2期分は11月30日まで2回に分けて納めていただくことになっていますので、納期内の納付をお願いします。

ただし、税額が1万円以下の場合、8月31日までに一括して納めていただくことになります。

問 福島県県北地方振興局県税部 課税第一課 ☎024・521・2692

お勧めします。口座振替制度

個人事業税については、金融機関の預金口座から自動的に納めることができる口座振替の制度がありますので、ぜひご利用ください。（手続き用紙は、納税通知書に同封してあります。また、県北地方振興局県税部窓口にも用意してあります）

問 福島県県北地方振興局県税部 納税課 ☎024・521・2682



ここからは広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主へお願いします。

お客様“ありがとう”抽選会

毎月抽選で10名様に1,000円分の買い物券が当たります。

今月の当選番号

- | | |
|--------------|--------------|
| 01-022 (下町) | 03-322 (高木) |
| 05-050 (花町) | 06-315 (千代田) |
| 09-140 (坊屋敷) | 10-291 (小原田) |
| 13-225 (下ノ原) | 14-115 (兼谷平) |
| 15-345 (荒井) | 16-230 (和田) |

- 今月、買い物券の使えるお店は
▶菓匠きねや（下町）▶ムラヤマペーカリー（上町）
▶ペーカリーヌカザワ（荒町）▶山本家（駅前）
▶麺飯屋龍門（荒井）です。
 - 買い物券は当選者までお届け致します。
 - ご利用有効期限は本日より9月末日です。
- 【みずいる夢カード】始めました。ガス器具類ご購入分押印致します。

Rinnai DELICIA

株式会社 岩城屋商店

本宮字荒町58
TEL 0243-34-2632

有期雇用で雇われている皆さんへ

1年間の期限が定められて雇用されているなど、有期雇用契約であっても何度が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより使用者は期間の定めのない労働契約に転換しなければなりません。

雇用されている人のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超えるすべての人が対象で、契約社員、パート、アルバイトなどの名称は問いません。

問 福島労働局雇用環境・均等室

☎024-536-4609

無期転換ポータルサイト

<http://muki.mhlw.go.jp/>

知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された建設業退職金共済制度です。

この制度は、事業主の皆さんが、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共が退職金を支払う、建設業界の退職金制度です。

加入できる事業主は、建設業を営む人で、対象となる労働者は建設業の現場で働く人です。掛金は日額310円です。詳しくは「建退共」でホームページ検索をするか、最寄りの建退共支部へお問い合わせください。

問 建退共福島県支部

☎024-523-1618

9月1日は『防災の日』です！

防災の日は、大正12年9月1日に発生した『関東大震災』に由来しています。また、『台風が来やすい時期』であることも理由の一つです。この機会に災害に備えておきましょう。

災害に備えて準備しておくもの

- ・非常食、飲料水（3日分）
- ・ラジオ
- ・笛やブザー
- ・マスク
- ・マッチやライター
- ・使い捨てカイロ
- ・生理用品
- ・懐中電灯
- ・雨具
- ・タオル
- ・毛布
- ・軍手
- ・簡易トイレ
- ・医薬品 など

すでに非常持ち出し品を準備されている人は、この機会に非常食や飲料水などの賞味期限を確認しましょう。



問 防災対策課 消防防災係 ☎24-5365
安達地方広域行政組合 南消防署 ☎33-2875

○自主防災組織の活動を支援しています

①設置への補助

自主防災組織を設立したときに、20万円を限度として資機材などの購入補助制度があります。補助は購入費用の100パーセントですが、補助対象となる資機材には範囲がありますので、市（防災対策課または市民福祉課）に事前にご相談ください。

②自主防災組織の訓練への支援

行政区単位で組織される自主防災組織が、初期消火訓練、避難訓練などを行った場合、行政区交付金の対象となります。

世帯数	交付金額
1～100世帯	15,000円
101～200世帯	30,000円
201世帯以上	45,000円

ここからは広告欄です。広告掲載を希望される人は、市役所秘書広報課へお申し込みください。



オーブの「ご法宴」
会席膳 4,000円～
(税別)
■イス席でのご準備■
室料無料・バス送迎有 (有料)

ホールスタッフ募集中



※1日3時間～応相談
《スキマ時間有効活用！》
1ヶ月のお試し期間有り
担当：佐久間 63-0008(モットコム)

ネーブルシティもとみや aube TEL.24-8140 FAX.24-8141
〒969-1131 本宮市本宮南町裡38 URL <http://www.m-mot.com/aube/>